

後期高齢者医療の被保険者の方に 新しい保険証を郵送します

後期高齢者

現在、使用している黄色の保険証の有効期限は令和4年9月30日までです。10月以降は9月中に郵送する新しい保険証を使用してください。**新しい保険証は、橙色です**

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、**令和5年7月31日**です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課 後期高齢・医療給付グループまで連絡してください。

※減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は有効期限が令和5年7月31日までのため、今回郵送しません。

一定以上の所得がある後期高齢者医療の被保険者の方 医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない方。
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる方。
- 年金収入+その他の合計所得金額が、被保険者が1人の世帯の場合は200万円以上、被保険者が2人以上の世帯の場合は合計320万円以上ある方。

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方の窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を、3,000円まで抑えます（入院の医療費は対象外です）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録している高額療養費の口座へ後日払い戻しします。

※1カ月5,000円の負担増を3,000円にするため、差額を払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】 1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方

2割負担となる方で高額療養費の口座登録をしていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書の記載内容に沿って口座の登録をしてください。

《問い合わせ先》

【今回の制度改正の見直しの背景などに関する質問】

厚生労働省コールセンター ☎0120-022-719
月～土曜日 9時～18時（日・祝は休業）

【その他】

北海道後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-550-037
9月15日～10月末 月～金曜日 8時30分～17時30分（土日・祝は休業）
白老町役場町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325